

# 皇親と賜姓皇親

吉住恭子

## はじめに

天平九（七三七）年、疱瘡の大流行により藤原四子が相次いで没した後、廟堂の首班となつたのは橘宿禰諸兄であつた。周知の通り、諸兄は本来の名を葛城王と称す敏達裔の五世王であつたが、天平八（七三六）年に母方の姓である「橘宿禰」を賜姓され、臣籍降下した。大宝律令制定により皇親の範囲が明文化されてから、初めての皇親賜姓であつた。

したがつて諸兄が廟堂の首班となつたのは大宝令制下での「賜姓皇親」としても初例である。しかしこれを、皇親であつた長屋王の悲劇に鑑み、敢えて皇親身分を離れ「賜姓皇親」となることで政権の座に就いたとするならば、「皇親」による皇権の藩屏化の変形として理解することはどこまで可能であろうか。諸兄の果たした役割を理解するには、「賜姓皇親」全体の在り方を検討して初めて可能となるものであろう。私は前稿で、奈良時代における皇親の存在形態を解明するための基礎的作業として「皇親世系一覧表」を作成し、それをもとに論じたが<sup>①</sup>、その際「賜姓皇親」を敢えて「皇親」とは別個の存在として考察したのも、そうした考え方による<sup>②</sup>。

ここで賜姓皇親に関する研究史に触れておくと、竹島寛氏の研究を始めとする平安時代の賜姓皇親についてであり、奈良時代の賜姓皇親についてはさほど論及されていない<sup>③</sup>。そのなかで代表的なのが藤木邦彦氏の研究である。藤木氏は奈良・平安時代における皇親賜姓の実例を網羅的に整理され、皇親賜姓の目的と、その歴史的推移、皇親賜姓が衰退する原因等について詳細に論じられたが、残された点も少なくない。その他の研究も同様だが、いずれも皇親賜姓の目的や歴史的推移が主眼とされており、肝心の賜姓された皇親そのものについての考察までは及んでいないのである。

そのなかで奈良時代の賜姓皇親の実態を考察し、彼等の存在意義について論じられたのが、加藤優子氏の研究である。加藤氏は、奈良時代の賜姓皇親の任官状況を踏まえたうえで「皇親出身者でありながら皇位を脅かす危険性がなく、しかも任官上の制約もない賜姓皇族は、天皇にとって最も利用しやすい存在」であるとし、「奈良時代の賜姓皇族は、天皇の持ち駒となり、天皇権力の擁護集団としての役割を担わされていた」と見做し、「その役割は、より積極的な形で賜姓源氏に引き継がれていった」とされている<sup>④</sup>。

(以下略)

この加藤氏の研究は、奈良時代の賜姓皇親の実態研究として評価すべきものであり、首肯すべき見解もあるが、その結論にはにわかに従えないものがある。その最たるものは、加藤氏の研究にあっては奈良時代における賜姓皇親の検証が、当然のことながら、奈良時代だけに限られていることである。奈良時代に存在した「賜姓皇親」を含む「皇親」の諸系統が、平安時代となり一世源氏の出現を迎えた時点でもなお存続していたことを考へると、奈良時代に限るのではなく、少なくとも平安時代初期までの連續した認識がなければ、奈良時代の賜姓皇親の特徴も理解できないと考える。

そこで、加藤氏の研究が定説化されつつある現状に鑑み、本稿では右に述べたような観点から奈良・平安朝の賜姓皇親の実像を追究していきたい。なお本稿では、前稿と同様、法制上規定された天皇の一族を「皇親」とし、そのなかで賜姓され臣籍降下をした元皇親を「賜姓皇親」と区別して使用する。

### 一 律令制下での皇親賜姓

大宝律令が制定されてから初めての皇親賜姓が確認されるのは天平八年十一月の葛城王や佐為王等への「橘宿禰」の賜姓である。そこで『続日本紀』（以下『続紀』と略す）の関連記事を見ると、注目すべき記述がある。

丙戌。從三位葛城王。從四位上佐為王等上表曰。臣葛城等言。去天平五年。故知太政官事一品舍人親王。大將軍一品新田部親王宣勅曰。聞道。諸王等願<sup>ト</sup>賜<sup>ム</sup>臣連姓<sup>ニ</sup>供<sup>ム</sup>奉朝廷<sup>ム</sup>。是故召<sup>ム</sup>王等<sup>ニ</sup>令<sup>ム</sup>問<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>狀<sup>者</sup>。臣葛城等本懷<sup>ニ</sup>此情<sup>。</sup>無<sup>レ</sup>由<sup>ニ</sup>上達<sup>。</sup>幸遇<sup>ニ</sup>恩勅<sup>。</sup>昧死以聞<sup>。</sup>

即ちこれによつて、天平五年に皇親の賜姓に關する勅が出されたこと、皇親賜姓を願う理由を諸王等が臣連の姓を賜つて朝廷に仕えるための皇親側の自發的なものとしていること、の二点が知られる。但し、実際に初めての皇親賜姓が行わたのはその三年後のことであった。

これについて加藤氏は、葛城王が賜姓を願い出た天平五年の時点では賜姓が許されず、その三年後に再上表して漸く「誠得<sup>ニ</sup>時宜<sup>ニ</sup>」て賜姓を認められたと解釈している。その理由として、天平七年の舍人親王薨去という状況の中で、諸兄に「皇親及び反藤原勢力の側の巻き返しの中心人物として白羽の矢が立つた」とし、諸兄は「天皇側の持ち駒として賜姓及び臣籍降下を認められたのであるが、幸運にも恵まれ、五世王とはいえ臣籍に降りていたが為に太政官の首班となり、遂には、正一位太政大臣という地位にまで昇り詰めることとなつた」とされたが、この理解には問題がある。

というのは、そもそも諸兄が太政官の首班となりえたのは、天平九年（七三七）年に疱瘡が大流行して藤原四子をはじめ議政官の構成メンバーの殆どが没したという偶發的な状況によるところが大きい。<sup>11</sup>しかも、諸兄にとって光明皇后は異父妹、妻は藤原不比等の娘、妹の牟漏女王は藤原房前<sup>ト</sup>の妻という姻戚関係をみれば、直ちに反藤原勢力とは認め難い。『続紀』の文脈からも、天平五年に賜姓を願い出た時点で許されなかつたと見るよりも、葛城王自身が天平八年になつて漸く賜姓を願い出たと解釈する方が自然である。

葛城王は天平三（七三一）年に鈴鹿王等と共に諸司官人の推挙によ

り参議に任じられている。<sup>⑩</sup> その時点で、皇親が議政官となつた場合の前例としては、知太政官事となるのがいわば不文律であり、それ以外の大臣職へ就任した長屋王の悲劇は僅か二年前のことであった。知太政官事への就任は、それまでは一世王、即ち親王が就任していた。したがつて、五世王の葛城王よりは、二世王であり長屋王の同母弟でもある鈴鹿王のほうが有力であった。もっとも後述するように、葛城王は皇統から遠いため皇親のままで議政官たりえたと考えられるが、その場合は皇親の中での地位から推して鈴鹿王の上席となれる可能性は低い。さらに五世王であった葛城王は、現行では皇親と認められていたものの、令制の皇親範囲でいけば皇親として限界の世系であり、賜姓は時間的問題であった。

そこで賜姓されることを現実問題として捉えた際に、議政官として政界に存在したいのであれば、母・県犬養橘宿禰三千代の姓「橘宿禰」を賜つた方が遙かにメリットがあることも考慮したであろう。何故なら皇親ではあっても皇統からは遠い存在の父系より、政界に深く関わっていた母方の三千代に就く方が有利であったからである。<sup>⑪</sup>

畢竟、葛城王の賜姓は飽く迄も葛城王自身の意向によるものであり、賜姓後に廟堂の首班となりえたのは、天皇との「ミウチ的結合」である藤原四子<sup>⑫</sup>の病没により、光明皇后を介しての母系による「ミウチ的結合」の一員として急遽抜擢されたと考えるべきではなかろうか。

葛城王の賜姓については以上のように考えるが、それでは他の賜姓皇親の実態はどうか。加藤氏は「四・五世王ともなると、皇親として存在するメリットよりも、皇親であるが為の政治的活動における制約

というデメリットの方が大きかったのではないか」として、「皇親であり続けるよりも臣籍に降りた方がより有利であるとして臣籍降下を選んだ」とい、賜姓皇親の有利さを説かれるが、皇親全体の中で賜姓皇親を捉えるとき、私は加藤説とは異なる見解に達せざるをえない。

ここで皇親が法制上で規定されてからの皇親範囲の推移について簡単に触れておこう。皇親の範囲について初めて明文化されたのは大宝令であるが、平野博之氏らの研究により復原された大宝令は養老繼嗣令とほぼ同文であったことが判る。<sup>⑬</sup> 即ち繼嗣令皇兄弟子条によれば「凡皇兄弟皇子。皆為親王。女帝子亦同。以外並為諸王。自三親王ニ五世。雖得三王名。不<sup>レ</sup>在三皇親之限<sup>ム</sup>」とある。つまり四世王迄を皇親とし、五世王は王名を称しても皇親とは認めないとして、初めて世系により皇親範囲の下限が規定されている。

ところが僅か五年後の慶雲三（七〇六）年二月十六日格<sup>⑭</sup>により、「不<sup>レ</sup>勝<sup>ム</sup>絶<sup>ム</sup>籍<sup>ム</sup>之痛<sup>ム</sup>」として早くも皇親範囲の改訂が行われた。即ち五世王も皇親の範囲に入れ、嫡を承ける六世王以降も王名が得られるとして皇親範囲が拡大されたのである。更に天平元（七二九）年八月には、五世王の嫡子以上の者が二世王を娶つて生まれた男女「父系で計世すれば七世王であり非皇親となる」も皇親の範囲に入れることとした。

このように徐々に拡大された皇親の範囲であったが、延暦十七（七八八）年閏五月二十三日の勅により、四世王迄を皇親とする繼嗣令の規定に復されることになったのである。

以上のこととをふまえて、当該時期における皇親賜姓を一覧表にした

表〔1〕 皇親賜姓一覧表

天皇	賜姓された年	賜 姓 名
聖 武	天平 8 (736)	橘宿禰【天平勝宝2年に橘朝臣と改姓】
	11 (739)	大原真人
	12 (740)	甘南備真人
	19 (747)	佐保真人
孝 謙	天平勝宝 3 (751)	三嶋真人 淡海真人 内真人 美和真人 奈良真人 海上真人 春日真人 甘南備真人(2回) 志紀真人
	4 (752)	文室真人
	6 (754)	丘基真人【翌年に豊國真人と改姓】
	7 (755)	高額真人 岡真人
	天平宝字元(757)	豊野真人 藤原朝臣 氷上真人 × 広岡朝臣【橘朝臣の改姓】×
	天平宝字 2 (758)	池上真人
淳 仁	3 (759)	仲真人(初見)
	5 (761)	竜田真人 ×
	7 (763)	御長真人 ×
称 德	天平宝字 8 (764)	淨原真人、三長真人 ×
	天平神護元(765)	波登理真人 ×
	神護景雲 3 (769)	厨真人 ×

注) ×印は処罰的なものをさす。

□で囲んだのは政治参画が見られる賜姓皇親であり、別表〔3〕で整理している。

「仲真人」については、史料上の初見であり賜姓年は不明。

のが表〔1〕であるが、これからも判るよう  
に聖武天皇の在位中に行われた賜姓は前出の  
橘宿禰を含めて僅かに四例だけであった。こ  
の四例の皇親は、その系譜を『新撰姓氏錄』  
にもとみると、大原真人・甘南備真人は橘宿  
禰と同じく敏達裔即ち傍系の皇親であり、佐  
保真人は系譜未詳だが、いずれにせよ慶雲三  
年格により新たに拡大された皇親のボーダー<sup>(補註)</sup>  
ラインに位置していたと思われる。もちろん、  
それに該当するのはこの四例の皇親だけでは  
なかつたはずである。

ここに天平五年に出されたとされる勅の文  
言「諸王等願下賜臣連姓供奉朝廷」と皇  
親賜姓の実情との乖離性を看取できよう。

次の孝謙朝になると、多くの皇親賜姓が見  
られるが、既に藤木氏が指摘された通り顯著  
なのは処罰的なもの、いわゆる「貶姓」とし  
ての賜姓例の多さであった。

ところで、表〔1〕を一瞥すると多数の賜  
姓皇親が存在していた感があるが、皇親全体  
から見るとその比率は決して高くない。ここ  
で比較的系譜や世系の判明しやすい天武系皇  
親への賜姓を一覧表にした表〔2〕をみると、  
彼等が賜姓される時期の多くは平安時代

## 皇親と賜姓皇親

表[2] 天武系皇親の賜姓一覧

### ○高市皇子系（7例）

賜姓された王	系譜	世系	賜姓	賜姓年	在位	備考
山背王	長屋	三世	藤原朝臣	天平宝字元(757)	孝謙	
出雲王 他4名	鈴鹿	三世	豊野真人	天平宝字元(757)	孝謙	
安宿王	長屋	三世	高階真人×	宝亀4(773)	光仁	橘奈良麻呂の乱後、配流
廣瀧王 等	岡屋	六世	豊岑真人	延暦24(805)	桓武	後に文室朝臣へ改姓
岑正王 他2名	春枝	六世	高階真人	承和10(843)	仁明	
原雄王	秋枝	六世				
豊野真人澤野 他9名	長屋	真人	高階真人	嘉祥元(848)	仁明	※豊野真人からの改姓
成相王 他1名	—	—	高階真人	貞觀15(873)	清和	

### ○刑部親王系（5例）

賜姓された王	系譜	世系	賜姓	賜姓年	在位	備考
葦原王 他6名	山前	三世	竜田真人×	天平宝字5(761)	淳仁	配流
上野王	—	—	清瀧朝臣	延暦18(799)	桓武	
長宗王 他9名	保雄	七世	清瀧真人	承和9(842)	仁明	
安繼王 他2名	令根	六世	清瀧真人	承和10(843)	仁明	
良長王 他3名	永根	六世				
賀我王	—	六世	御高真人	承和14(847)	仁明	
真薬王 他11名	—	七世				

### ○長 親王系（8例）

賜姓された王	系譜	世系	賜姓	賜姓年	在位	備考
智努王、大市王	長	二世	文室真人	天平勝宝4(752)	孝謙	
長谷真人於保	—	真人	文室真人	宝亀3(772)	光仁	長谷真人からの改姓
御津井王 他11名	乙雄	六世	有澤真人	承和8(841)	仁明	
新男王 他3名	乙雄	七世				
豊岑真人廣瀧	高市	真人	文室朝臣	承和14(847)	仁明	豊岑真人からの改姓
春常王	—	五世	文室朝臣	承和15(848)	仁明	(重出)
田上王 他1名	—	六世			仁明	
清原真人益吉	—	真人	文室真人	齊衡3(856)	文徳	※清原真人からの改姓
仲井王	—	—				
栗田王	—	—	文室真人	天安元(857)	文徳	※
藤山王 他18名	—	—	文室真人	貞觀15(873)	清和	

## ○舍人親王系（22例）

賜姓された王	系譜	世系	賜姓	賜姓年	在位	備考
和氣王 他1名	三原	三世	岡 真人	天平勝宝7（755）	孝謙	淳仁朝、皇親に復籍
池田王の子 5名	池田	三世	御長真人×	天平宝字7（763）	淳仁	処罰
山口王 他1名	三原	三世	三長真人×	天平宝字8（764）	称徳	光仁朝、皇親に復籍
葦田王 他4名	船	三世 四世	三長真人×	天平宝字8（764）	称徳	光仁朝、皇親に復籍
笠王 他2名	守部	三世	三長真人×	天平宝字8（764）	称徳	光仁朝に改姓
林王	三嶋	三世	山辺真人	宝亀2（771）	光仁	三長真人からの改姓
笠王 他2名	守部	三世	山辺真人	宝亀2（771）	光仁	三長真人からの改姓
三直王 他4名	三使	三世	山辺真人	宝亀2（771）	光仁	
岡於王 他26名	—	六世	清原真人	天長10（833）	仁明	※
興岑王 他8名	益善	—	清原真人	承和13（846）	仁明	※
豊助王 他4名	藤坂	—				
藤主王 他2名	御藤	—				
豊田王 他46名	—	—				
永安王 他38名	—	—	清原真人	承和13（846）	仁明	※
豊方王 他11名	—	六世	清原真人	承和13（846）	仁明	※
善淵王 他16名	—	六世	清原真人	嘉祥2（849）	仁明	※
長田王 他1名	—	—	清原真人	嘉祥2（849）	仁明	※
益善王	—	—	清原真人	齊衡3（856）	文徳	※
真貞王 他1名	—	—	清原真人	天安2（858）	文徳	※
秋岡王 他11名	—	七世	清原真人	貞觀元（859）	清和	
有道王の子等5名	有道	—	清原真人	貞觀13（871）	清和	
有氏王	—	—	清原真人	貞觀13（871）	清和	
善常王 他2名	—	—	清原真人	貞觀15（873）	清和	※
中原真人正基	—	真人	清原真人	貞觀16（874）	清和	中原真人からの改姓

## ○新田部親王系（2例）

賜姓された王	系譜	世系	賜姓	賜姓年	在位	備考
塩焼王	新田部	二世	水上真人×	天平宝字元（757）	孝謙	橘奈良麻呂の乱によるカ
高原王	—	—	三原朝臣	貞觀元（859）	清和	

## ○磯城親王系（1例）

賜姓された王	系譜	世系	賜姓	賜姓年	在位	備考
坂井王	—	六世	清春真人	貞觀4（862）	清和	（重出）

注） 賜姓欄の×印は処罰的なもの。備考欄の※印は賜姓名により系譜を推測したもの。

であることが判明する。それも仁明朝や清和朝といった、既に一世源氏が多数輩出されている時期であり、賜姓される対象者も六世王や七世王など令制上は非皇親の世系である。更にその人数も一度の賜姓で十名程度、多い場合は四十数名にも及ぶなど決して少数とはいえない。むろん『日本後紀』の史料的制約を考慮すれば、この時期でも皇親賜姓が行われたことは予測できるが、留意すべきは仁明朝や清和朝に至っても天武系皇親の賜姓が史料上確認できることである。

即ち天武系皇親に関しては、皇統が天智系に移行して平安京へ遷都された後も、世系からみれば六世王・七世王と令制上は皇親とは認められない者までも、賜姓されることなく「王」と称しながら存在し続けていたことが指摘できよう。

このような実情を反映して、延暦十一（七九二）年七月三日格で「六世已下王。情願レ改レ姓者。注所レ願之姓。先申レ官待レ報。然後改レ之。」として、六世以下の諸王に対しても賜姓を希望することを奨励したにも拘らず、未だ申請する者が無いので、延暦二十三（八〇四）年正月に重ねて「自今以後。除三承嫡<sup>レ</sup>之外。猶不レ改者。宜下抑<sup>ヨ</sup>止計帳。不得<sup>ニ</sup>疎漏<sup>レ</sup>。」といい、賜姓の申請を促しているのである。<sup>⑨</sup>このような傾向を見るならば、皇親が賜姓を願い出ることに積極的であったとはいひ難い。ここにはその事例を逐一挙げないが、皇親側の意向次第で直ぐにでも賜姓されたとみられるにも拘らず、皇親側は表「1」や「2」からも賜姓申請には消極的であった。その点では等しく皇親賜姓とはいえ、賜姓の時期や対象者を天皇側の意向によって定められた一世源氏とは異なる様相が窺えるのである。その理由については賜姓皇親たちの政治参画の実態のなかに求められるのではなかろうか。

## 二 賜姓皇親の政治参画

賜姓皇親とはいえ、總てが政治参画を果たしているわけではなく、表「1」にみられる賜姓の総数三十例のうち、賜姓後に政治参画が確認できるのは半数にも満たない十二例であり、賜姓記事だけで史料上にあらわれる皇親も少なくない。

それでは皇親が賜姓されたことによって、その後の政治参画にどのような影響を受けるのかを、表「3」をもとに検証していくが、表から賜姓皇親は以下の三グループに大別できる。

(A) 皇統に近い皇親で、皇親であった時分より任官例があるグループ。表⑧・⑪・⑫

(B) 皇統に近い皇親で、皇親であった時分には任官例がないグループ。表⑤・⑥・⑩

(C) 皇統から遠い皇親で、皇親であった時分より任官例があるグループ。表①・②・③・④・⑦・⑨

まず(A)グループ。文屋真人智努と大市の兄弟は長親王の子で二世王、氷上真人塩燒は新田部親王の子で同じく二世王、藤原朝臣弟貞は本来の名を山背王と称する長屋王の子で三世王であり、いずれも当該時期において皇位繼承に有力な皇親であったといえる。四名ともに皇親としても政治参画を果たしているが、極官は大市王や塩燒王の任官された刑部卿・中務卿・大蔵卿などの八省卿で、その他の官職としては寮の長官〔木工頭・内匠頭・右大舎人頭〕や、令外官〔造宮卿・造離宮司〕、あるいは天皇や皇親没時の葬司などへの任官であり、さほど政治的重要性は見受けられない。

表〔3〕 賜姓前後の政治参画

分類	王名	系譜	賜姓名	賜姓前 ①	賜姓前 ②	賜姓後 ①	賜姓後 ②
1	葛城王	五世王 (敏達裔)	橘宿禰	馬寮監、左大弁、催造司監、 参議	前輿長(斎王 供奉)・班田使	大納言、右大臣、大宰帥(兼 任)、左大臣	葬司(藤原宮子没時) 留守官
	佐為王			内匠頭	前輿長(斎王 供奉)	中宮大夫兼右兵衛率	ナシ
2	門部王	「敏達裔」	大原真人	伊勢国司兼伊賀・志摩按察使 大判事、出雲守、治部卿、彈 正尹、右京大夫	ナシ	大蔵卿	ナシ
	高安王			伊予国司兼阿波・讃岐・土佐 按察使、摂津大夫、衛門督	葬司(新田部 親王没時)	ナシ	ナシ
3	神前王	「敏達裔」	甘南備真人	治部大輔	ナシ	摂津亮・近江守・刑部大輔	ナシ
4	大井王	不明	奈良真人	左大舎人頭・少納言・丹波守	伊勢へ奉幣帛 (藤原広嗣乱)	ナシ	ナシ
5	廬原王	「舒明裔」	三島真人	ナシ	ナシ	武藏介	ナシ
6	御船王	四世王 (天智裔)	淡海真人	ナシ	ナシ	内豎・式部少輔・尾張介・山陰 道巡察使・参河守・文部少輔・ 美作守・近江介・中務大輔・侍 従・東山道巡察使・兵部大輔・大 宰少弐・刑部大輔・大学頭・文章 博士・大判事・因幡守・刑部卿	造池使・葬司(光仁 没時)
7	伊香王	「敏達裔」	甘南備真人	雅樂頭	ナシ	美作介・備前守・主税頭・大蔵 太輔・越中守	ナシ
8	智努王	二世王 (天武裔)	文室真人	木工頭・造宮卿・造離宮司	葬司(元正・ 聖武皇太子没 時)	摂津大夫・治部卿・参議・出 雲守(兼任)・中納言・大納言 ・神祇伯(兼任)	葬司(聖武、光明子、 宮子の没時)
	大市王			刑部卿・内匠頭	葬司(元正・ 安積親王没 時)	大蔵卿・彈正尹・出雲守・民部 卿・出雲国按察使・参議・中 務卿・中納言・大納言・彈正尹 ・治部卿・中務卿	葬司(称徳、宮子の 没時)・弔問(難波内 親王、藤原永手の没 時)

分類	王名	系譜	賜姓名	賜姓前 ①	賜姓前 ②	賜姓後 ①	賜姓後 ②
9	秋篠王	未詳	丘基(後に豊国)真人	少納言	ナシ	雅楽頭・石見守・ <u>甲斐守</u> ・治部大輔	ナシ
10	出雲王	三世王(天武裔)	豊野真人	ナシ	ナシ	少納言・安芸守・北陸道巡察使・右中弁・土佐守・大宰大式	行幸司
	奄智王			ナシ	ナシ	図書頭・ <u>大判事</u> ・ <u>兵部大輔</u> ・ <u>出雲守</u> ・ <u>右中弁</u> ・ <u>攝津大夫</u> ・ <u>中務大輔</u>	葬司(光仁の没時)
	五十戸王			ナシ	ナシ	出雲介	ナシ
	篠原王	三世王カ		ナシ	ナシ	外衛中将・大膳亮・彈正弼・ <u>阿波守</u>	ナシ
	尾張王	三世王カ		ナシ	ナシ	内蔵頭・彈正弼・能登守	ナシ
11	塩焼王	二世王(天武裔)	水上真人	中務卿・大蔵卿	行幸司・葬司(聖武没時)	治部卿・中務卿・ <u>参議</u> ・美作守・ <u>中納言</u> ・式部卿	葬司(光明子の没時)
12	山背王	三世王(天武裔)	藤原朝臣	右大舎人頭・出雲守・但馬守	葬司(聖武の没時)	坤宮大弼・但馬守・治部卿・ <u>参議</u>	葬司(光明子の没時)
13	石津王	未詳	藤原朝臣(仲麻呂養子)	紀伊守	ナシ		
14		未詳	仲真人石伴			河内守・兵衛府督・遣唐大使・播磨守・左衛士率	ナシ

注) □で囲んだのは議政官への就任。①は令外官を含めた律令官制への任官。②は遣使や葬司など臨時的なもの。

——部は光仁朝以降の任官, ~~~部の出典は『萬葉集』, 「 」部の出典は『新撰姓氏錄』

また賜姓されて賜姓皇親となつた後の任官傾向としては、皇親であった時分よりも多數の官職を歴任しており、なかでも顯著な相違点は議政官への就任である。ハの賜姓皇親の議政官への就任については次章において取り上げる。

次に(C)グループについてだが、系譜的に分類すると、敏達天皇裔—橘宿禰・大原真人・甘南備真人、系譜未詳—奈良真人・丘基真人

「後に豊国真人と改姓」となり、皇親の中でも比較的皇統から離れた存在だといえる。

門部王・高安王に関しては<sup>⑨</sup>、皇親としての任官歴が多く、しかも任官職が治部卿・彈正尹・攝津大夫・衛門督など、(C)の中でも比較的地位の高い官職であるといえる。ハの11王の政治参画は賜姓後は僅かとなるが、これは天平十一(七三九)年に大原真人を賜姓されてか

ら高安王は四年後、門部王は七年後に死去しており、賜姓後の生存が

短期間のためと推測できる。彼等で注目すべきは（A）の皇親に匹敵する政治的地位の高い官職に、（A）よりも早い時期に任官されていることで、これは前稿で述べた聖武天皇の即位まで二世王が敬遠され、傍系の王が政治参画を行っていたとの結論と一致するのである。<sup>60</sup>

門部王・高安王以外の特徴としては、葛城王と仲真人石伴を除くと、賜姓前後の任官職に変化は見られず、八省の次官や寮の長官、国司など政治的地位のあまり高くなない官職への就任である。仲真人石伴は皇親としての名前は未詳だが、天平宝字三（七五九）年六月十六日に従五位下から従四位下に昇叙されたのが史料上の初見であり、五年後の藤原朝臣仲麻呂の乱時に逆徒の一員として誅殺されるなど仲麻呂に近い人物であることから、石津王と同一人物であるとの見解も存在する。しかし、同一人物であるか否かに関係なく、仲真人石伴の任官職が兵衛督や左衛士率・遣唐大使のように、（C）の任官職例でも比較的地位の高い官職であるのは、時の権力者仲麻呂との親密な関係に拠るところが大きいといえるのではなかろうか。

最後に（B）だが、このグループは前述の通り皇親としては任官例が皆無であり、賜姓後に初めて政治参画を果たしている。

まず留意すべきはこのグループの系譜である。廬原王—舒明天皇裔〔三世王と推定〕、御船王—天智天皇裔〔四世王〕、出雲王—天武天皇裔〔三世王〕の如く、（C）の系譜と比較しても、明らかに皇統に近い系譜であることが判る。にも拘らず、（B）に皇親としての政治参画が皆無なのは何故か。賜姓が行われたのが政治参画に可能な年齢に達する以前であり、賜姓後に漸く政治参画が可能となつたためと解す

ことができるが、事実について検討するとその解釈は成立しない。

廬原王に関しては「无位廬原王、男安曇王三笠王対馬王物部王牧野王、孫奈羅王小倉王」として、賜姓時の無位廬原王には男子五名、孫二名の王が存在したことが判る。二名と数は僅少であるが、孫も存在することから、廬原王が政治参画の可能な年齢に達していたことは明らかである。

御船王は延暦四（七八五）年七月庚戌条の卒伝に「卒時年六十四」とあることから逆算して、養老六（七二二）年の出生となり、天平勝宝三（七五一）年無位で賜姓された時、既に三十歳であったことが判る。

豊野真人を賜姓された出雲王・奄智王・五十戸王は、称德女帝没後に彼等の父である故式部卿知太政官事従二位・鈴鹿王の旧宅地を山陵に供したために昇叙されたとしてその系譜が判明するが、三兄弟の内で史料上最も早くあらわれる出雲王は、天平勝宝元（七四九）年即ち賜姓の八年も前に初叙されている。

つまり（B）は皇親であつた時分、既に政治参画の可能な年齢であつたにも拘らず、未だ無位の状態であつたり、初叙された後も未任官であるなど、恰も政治参画から敬遠されていたとでもいうべき状況であったと考えられるのである。そして賜姓後に漸く任官しても、その殆どは（C）と同様に八省の次官や寮の長官、国司さらには國の次官など政治的地位の低い、いわば中・下級クラスの官職への就任に留まつてている。

以上のように賜姓皇親を、賜姓される前の皇親であつた時分と、賜姓された後即ち臣籍降下した時分とで比較検討してみたが、そこから

得られた結論は、皇親が賜姓されても必ずしも政治参画が果たせるわけではないこと、仮に政治参画が果たせたとしてもその多くは要職に就けず天皇の藩屏として期待されるような立場ではないこと、の二点が挙げられる。したがって、皇親にとって賜姓は必ずしも皇親として存在するよりも有利な状況に導くとはいえないものである。

それが、第一章で述べたように皇親側からも積極的に賜姓を願い出て臣籍降下する状況には至らなかつた理由ではあるまいか。確かに、皇親であつても世系により待遇面にも格差が生じ、特に三世王以下は決して優遇されているとはいえない状態ではあるが、皇親の特権である蔭位や不課は放棄しがたいものであつたに違いない。

### 三 賜姓皇親と議政官

前章では、皇親が賜姓されることにより政治参画に如何に影響を受けるのかを検証し、その結果、賜姓皇親の多くにとっては、賜姓されることが必ずしも皇親として存在するよりも有利な状況に導いたといえなかつたことを明らかにした。しかし、数は僅少ながら、賜姓されたことによつて議政官まで昇進した賜姓皇親が存在するのもまた事実である。そこで本章では、議政官就任を果たした賜姓皇親の実態を検討し、彼等の政治的な存在意義について考察したい。

議政官会議に参画できるのは、大宝官員令に規定された太政大臣、左大臣、右大臣〔以上は各一名〕、大納言〔中納言の設置と同時に四名から二名に削減〕と、大宝令施行後に加えられた中納言〔三名〕、参議〔不特定数〕、不定期に四十年余存在した知太政官事〔一名〕であった。此處で議政官会議に参加する各官職の職掌と権限とが問題と

なるが、それに関しては別稿に譲り、現段階の私見を必要に応じて述べることとする。

まずは皇親の議政官職への就任だが、任官職と就任時期を一覧表にしたのが表〔4〕である。この表をもとに検討しながら、議政官における皇親の存在意義を考察していきたい。

文武朝から称徳朝にかけて議政官に就任した皇親は、刑部・穢積・舎人の三親王と、長屋王・鈴鹿王・白壁王・和氣王・葛城王（橘宿禰諸兄）・山村王の六名と、賜姓皇親である文屋真人智努（後に淨三と改名）・文屋真人太市・氷上真人塩燒・藤原朝臣弟貞の計十三名である。このうち三親王は知太政官事への就任であり、廟堂の首班となりえたのは長屋王と橘宿禰諸兄の二名だけである。そこでこの二名を除く他の皇親の議政官への就任傾向を見ると、以下の二種のグループに大別できる。

A……賜姓後に初めて議政官へ就任

文屋真人智努・文屋真人太市・氷上真人塩燒（以上は一世王）  
藤原朝臣弟貞（三世王）

B……皇親のまま議政官へ就任

鈴鹿王・白壁王・和氣王・山村王

まず、Aは總て天武系の皇位繼承有力皇親、Bは白壁王（天智系二世王）・山村王（用明裔）など非天武系統であることが留意される。もちろんBにも鈴鹿王・和氣王といった天武系皇親も存在するが、この二王は期せずして、天武系統の皇位繼承有力皇親が、皇親のまま議政官に就任した際の状況を示唆してくれるものである。

鈴鹿王は、葛城王と共に、食封が規定され正官としての参議が成立

表〔4〕 皇親の議政官就任一覧表

天皇	就任時期と政治情勢	任 官 職
文 武	大宝 3 (703) 持統太上天皇の没直後 慶雲 2 (705) 刑部親王の没後	刑部親王 → 知太政官事 穗積親王 → 知太政官事
元 正	養老 2 (718) 養老 4 (720) 藤原不比等の没直後 養老 5 (721)	長屋王 → 大納言 舍人親王 → 知太政官事 長屋王 → 右大臣
聖 武	神亀元(724) 聖武天皇の即位当日 天平 3 (731) 諸司官人の推挙 天平 9 (737) 藤原四子の没後 [疱瘡の大流行] 天平10(738) 阿部内親王の立太子 天平15(743)	長屋王 → 左大臣 鈴鹿王 → 参議 葛城王 → 参議 鈴鹿王 → 知太政官事 ※ 橋宿禰諸兄 → 大納言 ※ 橋宿禰諸兄 → 右大臣 ※ 橋宿禰諸兄 → 左大臣
孝謙	天平宝字元(757) 道祖王の廢太子、大炊王の立太子	※ 文室真人智努 → 参議
淳 仁	天平宝字 4 (760) 天平宝字 6 (762) 孝謙上皇と淳仁天皇の対立	※ 文室真人智努 → 中納言 ※ 藤原朝臣弟貞 → 参議 ※ 氷上真人塙焼 → 参議 ※ 氷上真人塙焼 → 中納言 白壁王 → 中納言 ※ 文室真人智努 → 大納言
称 德	天平宝字 8 (764) 恵美押勝 [藤原朝臣仲麻呂] の乱 終結後	和氣王 → 参議 山村王 → 参議
	天平神護 2 (766) 道鏡の法王就任	白壁王 → 大納言 ※ 文室真人大市 → 参議

注) ※印は賜姓皇親

した天平三年に諸司の主典以上  
の推挙によって参議に就任し  
た。しかし、葛城王が橋宿禰諸  
兄と賜姓された後、参議から左  
大臣まで昇進して廟堂の首班に  
なったのとは対照的に、鈴鹿王  
は令外官である知太政官事に就  
任しただけである。知太政官事  
は「政治上の『事』を『知』る  
べくして『行』うべからざる一  
即ち職能を有して権能を有せざ  
る」官と称されている。

一方の和氣王は舍人親王の孫  
にあたる三世王（父は三原王）  
である。天平勝宝七（七五五）  
年に賜姓されて岡真人和氣とい  
う賜姓皇親だったのが、天平宝  
字三（七五九）年に淳仁天皇の  
父舍人親王に対して崇道尽敬皇  
弟を親王としたのに併せて、正  
六位上から從四位下に昇叙され  
た。帝の追贈が行われ、淳仁の皇兄  
を親王としたのに併せて、正  
六位上から從四位下に昇叙され  
た。この和氣王が参議へ就任し

た。しかし、葛城王が橋宿禰諸  
兄と賜姓された後、参議から左  
大臣まで昇進して廟堂の首班に  
なったのとは対照的に、鈴鹿王  
は令外官である知太政官事に就  
任しただけである。知太政官事  
は「政治上の『事』を『知』る  
べくして『行』うべからざる一  
即ち職能を有して権能を有せざ  
る」官と称されている。

たのは、藤原朝臣仲麻呂が武器を整えていたことを上申した功績によるものであった。然るに、それから一年も経ぬ天平神護元（七五六）年に皇位繼承を巡る謀反の罪で誅殺された。<sup>④</sup>和氣王と同様、橘朝臣奈良麻呂の乱を上告した功績により、母方の姓を賜姓され藤原朝臣弟貞となつた山村王（父は長屋王）が天寿を全うできたのとは対照的である。

以上のことから、当該時期においては、皇位繼承有力皇親が議政官會議へ参画する際には知太政官事などの令外官に就任させ、議政官首班への道を閉ざすとの不文律が存在していたのではなかろうか。それ故、鈴鹿王は知太政官事への就任となり、Aグループの天武系皇親も賜姓皇親として皇親身分を離脱することで、漸く議政官就任が果たせたのである。

一方、Bグループの議政官就任も、単に非天武系統との面だけではなく個人的要素も窺える。山村王は仲麻呂の乱時に駅鈴と内印を淳仁天皇の中宮院から回収するなどの功績に拠るところが大であったし、白壁王（光仁天皇）も「自三勝宝以来皇極無レ式。人疑レ彼此」罪廢者多。天皇深顧<sup>ニ</sup>横禍時<sup>ニ</sup>或縊<sup>レ</sup>酒晦<sup>レ</sup>迹。以<sup>レ</sup>故免<sup>レ</sup>害者數矣<sup>⑤</sup>」のように時機に対応した深謀遠慮さや、妃が聖武皇女の井上内親王であることなどが考えられる。

しかしながら、A・Bグループには共通する点、議政官への就任に政局との関連性が見受けられる。即ち議政官への就任は、諸臣の場合はコンスタントに行われているのに対し、賜姓皇親を含めた皇親の場合ではコンスタントにはなされず、明らかに政局の不安定な時期に集中しているのが指摘できる。

鈴鹿王の知太政官事就任は諸兄の大納言就任と同時だが、それは天平九年の痘瘡大流行により、藤原四子を含めて廟堂構成者の大部分が没するという非常事態での補任であった。

その鈴鹿王が没してからは、皇親では諸兄が唯一の議政官という時期が続き、次に議政官へ就任したのは文屋真人智努であり、天平宝字元（七五七）年に参議就任となつた。その任官月日に関しては『統紀』は未詳、『公卿補任』では六月八日としている。この年は三月に道祖王の廃太子、四月に大炊王（淳仁天皇）の立太子、六月には橘朝臣奈良麻呂の謀反発覚と極めて政情不穏な時期であった。

つづいて天平宝字六（七六二）年には、文屋真人智努—大納言、氷上真人塩焼・藤原朝臣弟貞—参議、更に氷上真人塩焼・白壁王—中納言と多数の皇親の議政官就任或いは昇任が行われているが、周知の通り同年六月には「但政事波常社利小事波今帝行給部、国家大事賞罰二柄波朕行牟<sup>ニ</sup>」即ち恒例の祭祀などの小事は淳仁天皇が、国家の大事と賞罰の二つは孝謙上皇が行うとの詔が出されて、淳仁と孝謙との対立が表面化した時期であった。因みにこの年に議政官就任を果たした氷上真人塩焼と藤原朝臣弟貞の二名は、藤原朝臣仲麻呂との親密性を考慮すれば、仲麻呂側による登用と推測できよう。その後の天平宝字八（七六四）年の和氣王と山村王の参議就任は、仲麻呂の乱終結後のことであった。

かかる政局の不安定な時期に集中する賜姓皇親を含めた皇親の議政官への就任は、その政治的意義、即ち皇權の輔翼たるべき期待を担つたものであるか否かが重要となるが、私としては皇親の議政官就任年齢などを踏まえたうえで否定的見解を採りたい。

まず皇親の議政官任官職をみると、知太政官事一四例、左大臣一二例、右大臣一二例、大納言一四例、中納言一三例、参議一七例となり、長屋王と橘宿禰諸兄の就任例を除くと、知太政官事一四例、大納言一二例、中納言一三例、参議一六例となる。

皇親の就任例の多い中納言・参議は、権力を掌握できる程の政治的地位とは認め難い。また大納言へ就任した二例〔文屋真人智努・白壁王〕も、同時期に藤原氏や吉備氏などの諸臣が大臣として上席に在任していた。文屋真人智努の場合は、仲麻呂の乱が発覚する直前に、老齢を以て致仕している。一方、白壁王の場合、王より二年も遅れて参議へ就任した吉備朝臣真備（時に七十歳）が、白壁王の大納言への昇進と同時期に、王を超えて右大臣へ昇進している。これは恰も皇親を議政官の首班にはしないという暗黙のルールがあつたことを示唆しているように思われる。

更に議政官への就任年齢をみても、文屋真人智努一六十五歳（参議）、文屋真人大市一六十三歳（参議）、白壁王一五十四歳（中納言）水上真人塩焼一四十八歳（参議）となり、藤原氏の就任年齢が三十代から四十年代前半が多いのと比較しても、かなり高齢になつてから初めての議政官就任であることが判る。これは藤原氏以外の諸臣、即ち藤原氏に廟堂を占有され、衰退しつつある諸氏族にも共通した傾向であつた。

以上述べてきたように、議政官就任時期やその任官職や就任年齢などを総合して検討すると、皇親および賜姓皇親の議政官就任が皇権藩屏としての政治的役割を担つたものであるとは見做し難い。皇権の藩屏として期待されたのであれば、新天皇の即位に伴う新体制のための

大幅な人事登用で、皇親や賜姓皇親の登用が行われて然るべきだが、そのような状況は窺えない。例えれば天平勝宝元年の孝謙天皇即位に伴う新体制においても、左大臣一橘宿禰諸兄、右大臣一藤原朝臣豊成、大納言一巨勢朝臣奈氏麻呂・藤原朝臣仲麻呂、中納言一大伴宿禰牛養・石上朝臣乙麻呂・紀朝臣麻路・多治比真人広足、参議一大伴宿禰兄麻呂・橘宿禰奈良麻呂・石川朝臣年足・藤原朝臣八束・藤原朝臣清河と、その顔触れを見れば判るように、皇親や賜姓皇親ではなく、藤原氏が抜擢されていることからも、天皇にとつて輔翼の存在は藤原氏であつたことが明白であろう。

畢竟、政局の不安定時に皇親や賜姓皇親を議政官へ就任させたのは、皇親側に対しては天皇の懐柔的意図によるものであり、不満分子を含めた諸臣に対しては天皇と皇親との結束を示し、不満分子が特定の皇親と結び付くことを避けるための配慮であつたのではなかろうか。

## む す び

以上、本稿では賜姓皇親の存在形態を、賜姓の時期や賜姓される前後での政治参画などを中心に考察してきた。その際、留意したのは賜姓皇親を単独ではなく、飽く迄も皇親全体の中で捉えることである。

皇親にとって賜姓とは何か、それは皇親全体の動向から浮かび上がるものであり、賜姓皇親の存在意義もまた皇親との比較抜きでは考察しえないものだからである。そうすることによって初めて、「皇親」の中での「賜姓皇親」の実像が明らかとなる。賜姓皇親の中でいつも問題となる橘宿禰諸兄の存在にしても同様であろう。

こうした考察の結果として、以下の二点を挙げたい。

第一に、奈良時代における皇親賜姓は、処罰としての貶姓以外は飽く迄も皇親側からの請願による自発的行為であり、皇親側は賜姓されることに消極的であったこと、である。皇親は飽く迄も皇親という立場に固執していたといえよう。

第二に、多くの皇親にとって、賜姓は必ずしも皇親として存在するよりも有利な状況に導くものではなかったこと、である。賜姓されても政治参画ができるという保証はなく、仮に政治参画を果たせたとしてもその多くは要職に就けず、天皇の藩屏として期待されるような立場ではなかった。

橘宿禰諸兄が廟堂の首班になりえたのは、賜姓皇親としてよりも、為政者との特殊な結合に拠るものであり、諸兄から賜姓皇親の存在意義を引き出すことはできない。しかしながら、たとえ不安定な政局といふ条件下でも、諸兄以外の賜姓皇親や皇親に議政官への進出が見られたことは事実であり、また令制上は認められない世系までも皇親が皇親として存在していることは、衰退を余儀なくされたがらも、嘗ての皇親としての政治的立場を保持しているともいえるであろう。

従来、諸兄に抱いたイメージから、奈良時代の賜姓皇親が天皇の輔翼として期待される存在であり、それが平安時代の一世源氏へと引き継がれていったと捉えられてきたが、この時期における賜姓皇親の中でも諸兄は特殊な存在であり、これを他の賜姓皇親に及ぼすことは正しくない。一般の賜姓皇親は、その賜姓の時期や対象者までも天皇側の意向によつて決められ、更に廟堂の一画を担うべく期待された一世源氏とはおのずから異なる存在であったとすべきである。

なお、今回は行論の都合上、天武皇統下における賜姓皇親を考察の主眼とし、平安期との関連については別に稿を改めて論究したい。

## 註

① 葛城王に関しては、『公卿補任』や『本朝皇胤紹運録』では敏達翁五世王とする。しかし『新撰姓氏録』では四世王として、二説あるが、妹の半漏女王が藤原朝臣房前室であることから、此處では五世王の説を採った。養老繼嗣令の王娶親王条では、諸臣は五世女王以下を娶ることが許されているからである。

② 奈良時代の皇親賜姓に関する諸研究で、皇親が賜姓された後の呼称については、管見の限り、加藤優子氏が「賜姓皇族」とされるが、その他の研究では「橘宿禰諸兄」等の個人名で称される。「皇親賜姓」は「皇親が賜姓されること」という動名詞的なものであり、本稿では「賜姓された後の元皇親」を総称して、便宜上「賜姓皇親」と称するものである。

③ 拙稿「奈良朝に於ける皇親の存在形態」（『史窗』第五二号、一九五九年）。

④ なお、本稿で対象とする賜姓皇親は大宝令制定以後に皇親より臣籍降下した当事者と限定し、天武朝制定の真人姓氏族はここでは考察の対象としていない。

⑤ 竹島寛『王朝時代皇室史の研究』（名著普及会、昭和五七年復刻版）、赤木志津子『賜姓源氏考』（『撰闇時代の諸相』所収、近藤出版社、一九八三年）、最近では倉本一宏「律令制下の皇親」（『日本古代国家成立期の政権構造』に所収、吉川弘文館、一九九七年）や安田政彦『平安時代皇親の研究』（吉川弘文館、一九九八年）等が見られる。なお、倉本氏の見解とは共通する部分もあるが、事実の認識においても解釈の相違がある部分もある。

⑥ 藤木邦彦「皇親賜姓」（『平安王朝の政治と制度』所収、吉川弘文館、一九九一年）。

⑦ 池知正昭「奈良朝皇親賜姓の意義」（『青山学院大学文学部紀要』第三号、一九九〇年）。

- ⑧ 加藤優子「奈良時代の賜姓皇族」（愛知教育大学「歴史研究」第三五号、一九八九年）。
- ⑨ 註⑧を参照。但し、本文に太政大臣とあるのは左大臣の誤りか。
- ⑩ 天平九年初頭は、左大臣・藤原朝臣武智麻呂、中納言・多治比真人縣守、参議・藤原房前、藤原宇合、藤原麻呂、鈴鹿王、橘宿禰諸兄、大伴宿禰道足の八名であったが、生き残ったのは参議・鈴鹿王、橘諸兄、大伴道足の三名のみであった。中川収『奈良朝政治史の研究』（高科書店、一九九一年）を参照。
- ⑪ 鈴木正幸氏も、天平勝宝元年に藤原不比等の「殿門」を維持してきたことを褒賞された橘三千代の功により、孫の奈良麻呂が叙位されるなど橘氏と藤原氏の間には特殊な結びつきを指摘されている。鈴木正幸『王と公―天皇の日本史』（柏書房、一九九八年）。
- ⑫ 「続紀」天平三年八月丁亥条。
- ⑬ 註⑥を参照。
- ⑭ 長山泰孝「古代貴族の終焉」（『続日本紀研究』第二一四号、一九八一年）。
- ⑮ 註⑧を参照。
- ⑯ 平野博之「諸王叙位の法制史的背景」（『日本歴史』第三一七号、一九七四年）など。
- ⑰ 「続紀」慶雲三年二月庚寅条。
- ⑱ 「続紀」天平元年八月癸亥条。
- ⑲ 佐保真人は『新撰姓氏録』に記述が無く、六国史でも賜姓記事が唯一で系譜未詳である。
- ⑳ 大宝令施行時に位階を授けられた諸王は十四名。そのなかで系譜判明は葛城王のみ。その他は天武・持統朝から存在する系譜未詳の王であり、彼等の子孫も存在するだろう。更に孝謙が即位して直ぐの多数の皇親賜姓も、敏達齋・海上・春日・甘南備、系譜未詳・内・奈良・志紀という類似した皇親である。
- ㉑ 註⑥を参照。
- ㉒ 「日本後紀」延暦二十三年正月乙亥条。
- ㉓ 「続紀」天平十一年四月甲子条、『日本後紀』延暦二十三年六月甲子

条、『続日本後紀』承和十四年閏三月十五日条、『日本三代実録』元慶四年七月十四日条などを参照。

㉔ 高安王等に關しては、『本朝皇胤紹運録』は長親王の子である川内王の子、即ち三世王とする。しかし、長親王の子に該当すると思われるのは、和銅七年正月に無位から從四位下に初叙された河内王しかいない。高安王は和銅六年、門部王は和銅三年に初叙されており、この二王を河内王の子とするのは不可能ゆえ『新撰姓氏録』大原真人条を以て敏達齋とする。

㉕ 註③を参照。

㉖ 青木和夫・稻岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『続日本紀』三（新日本古典文学大系、岩波書店、一九九二年）補注二二一。石津王は、天平宝字元年正月に「從五位下。石津王賜姓藤原朝臣。為大納言從二位仲麻呂之子」として仲麻呂の養子となるが、それ以後の史料には現れない。

㉗ 竹内理三「知太政官事」考（『律令制と貴族政権 第一部』所収。御茶の水書房、一九五〇年）。

㉘ 「続紀」天平神護元年八月庚申朔条。

㉙ 「続紀」天平宝字七年十月丙戌条。

㉚ 「続紀」光仁天皇即位前紀。

㉛ 「続紀」天平宝字六年六月庚戌条。

㉜ 「続紀」天平宝字八年九月癸亥条。

㉝ 同時期の藤原氏の議政官への初就任時の年齢は以下の通りである。〔参議への就任時。但し、武智麻呂は中納言就任時〕

〔南家〕藤原武智麻呂一四十二歳、豐成一三十五歳、仲麻呂一三十八歳、継綱一三十九歳、〔北家〕藤原房前一三十七歳、八束一三十四歳、御楯一四十五歳、魚名一四十七歳、〔式家〕藤原宇合一三十八歳カ、田麻呂一三十七歳、宿奈麻呂一五十五歳、〔京家〕藤原麻呂一三十七歳。因みに藤原氏以外の諸臣で判明するのは巨勢朝臣奈氏麻呂一七十年、石川朝臣年足一六十一歳、中臣朝臣清麻呂一六十歳、吉備朝臣真備一七十歳など、皇親や賜姓皇親と同様に高齢での議政官初就任といえる。

㉞ 補註 表〔1〕から〔4〕は『続日本紀』などの六国史を主に、『公卿補任』『萬葉集』『新撰姓氏録』等をもとに作成した。